

許可番号 03811143105

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県今治市宮ヶ崎甲 883 番地 2
氏名 有限会社秋山
代表取締役 秋山 清計

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県今治保健所長 岡田 克俊



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 5 年 8 月 31 日
令和 10 年 8 月 13 日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え及び保管行為を含む。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、**「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)**及び**陶磁器くず** (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、**鉦さい、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)** 以上 13 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(所在地) 愛媛県今治市宮ヶ崎甲 883 番地 2

(面積) 65 m²

(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類)

廃プラスチック類 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、**「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)**及び**陶磁器くず** (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、**がれき類** 以上 7 種類

(積替えのための保管上限) 3.71 m³

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可	平成 20 年	8 月 14 日
○更新許可	平成 25 年	8 月 14 日
○更新許可	平成 30 年	8 月 16 日
○更新許可	令和 5 年	8 月 31 日

5. 松山市の区域内の積替え許可の有無 有・無

6. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 有・無